当座預金（一般当座）

（平成 24 年 06 月 15 日現在適用中）

１．商 品 名	・当座預金（一般当座）
２．販売対象	・法人および個人のお客様 ・お取引の申込に対し、当組合は、不渡事故・銀行取引停止処分の有無等の調査や所定の審査を行います。ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
３．期　　間	・期間の定めはありません。
４．預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・随時預入 ・１円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・当組合所定の小切手を振出して、払戻すことができます。 ・お客様が当組合を支払場所に指定した約束手形または為替手形（以下あわせて「手形」といいます。）をこの当座預金で決済することもできます。 ・借入の返済や公共料金の自動引落等、契約にもとづき自動的に払戻すこともできます。
６．利　　息	・利息はつきません。
７．税　　金	・利息がつかないので税金はかかりません。
８．手 数 料	・小切手帳または手形帳の発行には、当組合所定の手数料がかかります。
９．付加できる特約事項	・別途、特約することにより、この当座勘定からの貸越を利用することもできます。
10．中途解約時の取扱い	―
11．金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口：益田信用組合業務推進部】　0576－25－2009 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　http://www.masushin.jp ・紛争解決措置

	東京弁護士会 紛争解決センター(電話:０３－３５８１－００３１)、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８)、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日　(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前９時～午後５時 電　話　：０３－３５６７－２４５６ 所在地　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－５
13. その他参考となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。